

2014年 JFTA 車両規則書

競技に参加する選手は、車両規則の内容を理解し、条件を満たす車両で参加しなければなりません。

また、車両製作者は、車両規則の内容を十分理解の上、より安全な車両製作を心がけてください。

競技会当日の車両検査(車検)において、参加クラスの条件を満たしていないと判断された車両については、クラスの変更指示や出走が出来ない場合もありますので、ご注意ください。

本車両規則において、解釈の相違や寸法の基準等により、競技前車検時に車両の改善指示が出る場合があります。その場合は、内容をご理解され改善をお願いいたします。

※本車両規則書は、2013年のJFTA理事会において、決定した事項に基づき作成しております。

※本車両規則書は、2013年のJFTA理事会において、競技会クラスの名称変更も行われました。

旧 Pクラス ⇒ アンリミテッドクラス(Unlimited Class)

旧 Nクラス ⇒ プロダクションクラス(Production Class)

旧 X、NPクラス等 ⇒ スーパープロダクションクラス(Super Production Class)

と変更になりました。

監修
JFTA選手会理事
JFTAオフィシャル会理事

<アンリミテッド・クラス(Unlimited Class)車両規則>

(旧 Pクラス)

アンリミテッドクラス(Unlimited Class)とは、改造制限を最小限度に止めたいわば

改造無制限クラス

です。

しかし、安全上の観点から下記の内容とします。

1. 車体外装等

- ① 形状等に特に制限は設けないが、外側部が鋭利でないこと。
- ② エンジン、プロペラシャフト等回転部が露出していないこと。
- ③ フェンダーについての規定は設けない。(2014年より制限の廃止)

2. エンジン関係

- ① エンジンは、特に制限なし。
- ② ドライバーとの間に隔壁があること。
- ③ ラジエターの制限はないがキャップ、リザーバータンク等液漏れ対策すること。
- ④ 燃料タンク及び配管は、安全なものを使用し確実に固定すること。転倒時等にドライバーに燃料が掛からぬよう対策すること。
- ⑤ 排気管等は、外部より容易に接触できないこと。

3. 駆動系

- ① 特に制限なし。
- ② プロペラシャフト等回転部とドライバーとの間に、強固な隔壁があること。

4. タイヤ・ホイール関係

- ① 特に制限なし。カットタイヤ(グルーピング)可。
但しスパイクタイヤ、タイヤチェーン等の滑り止めの装着は、認めない。

5. サスペンション

- ① 特に制限なし。

6. ブレーキ関係

- ① 一つのペダルにより、四輪同時に制動する構造を有すること。
- ② 二輪以上を同時に制動するパーキングブレーキを有すること。
- ③ 制動灯(ブレーキランプ)を有することが望ましい。 ※現在協議中

7. 電装関係

- ① 電気配線は、絶縁対策を十分に行うこと。
- ② バッテリーは、確実に固定しターミナル部はテーピングを行うこと。
湿式のバッテリー(バッテリー液が入っているもの)は、転倒時等にドライバーにバッテリー液が掛からぬよう対策すること。

8. 安全装備関係

①ロールゲージ

- 1) 6ポイント以上のロールゲージを装着すること。
- 2) 十分な強度があり接続部、取付部も確実に固定されていること。
車体に取り付ける場合は、あて板等の対策を行うこと。
- 3) ① シートより車両外側までの距離が500mm以内の場合は、サイドバーもしくは金属製のドアを装着すること(図1参照)。
② サイドバー及びドアの高さは、ドライバーが車両静止状態でシートに着座した状態で、腰骨の高さ以上、肩の高さ以下とし、足が容易に出ない高さを有すること(図2参照)。
- 4) 静止状態で、ドライバーの身体が、一部でも外に出ないこと。

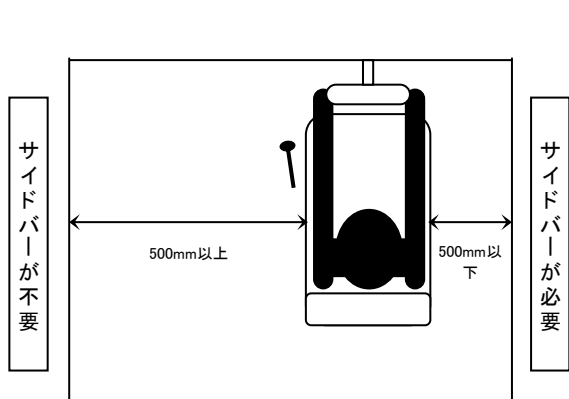


図1 サイドバーが必要な条件

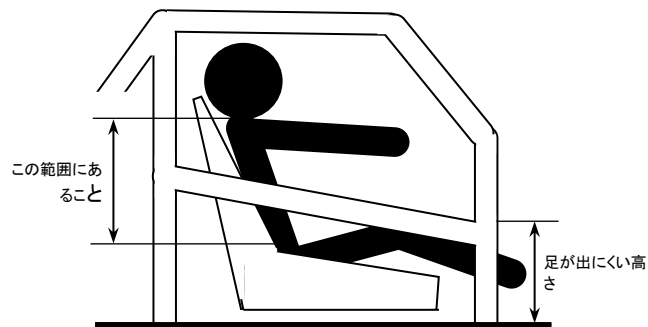


図2 サイドバーの取り付け高さ

②シートベルト

- 1) 自動車用に製造された4ポイント(4X3タイプ含む)以上のシートベルトを装着すること。
- 2) 取り付け部は、強固であり周囲に亀裂、腐食がないこと。

③カットオフスイッチ(キルスイッチ)

- 1) 緊急時に電気回路を遮断するカットオフスイッチを、メインスイッチ以外に装着すること。
- 2) 取付は、運転席と逆の位置で車両の外部より操作できること。
また、その位置を容易に発見できるようにスパークシートで明示すること。

④消火器

- 1個以上の消火器を装着すること。

⑤牽引フック

- 車両の前後に、各2個以上の強固な牽引フックを装着すること。

＜スーパープロダクション・クラス(Super Production Class)車両規則＞ (旧 X・NP等クラス)

スーパープロダクションクラス(Super Production Class)とは、2013年のJFTA理事会において、4X4トライアル競技の発展と選手の参加し易い環境を整える為に、

新たに設けられたクラス です。

よって、車両規則も車両の改造制限を大きく緩和しております。

しかし、安全面の観点から下記の内容とします。

1. 自動車検査等

- ① 特に規定無し(ナンバープレート・車検の有無は問わない)

2. 車体外装等

- ① 形状等に特に制限は設けないが、外側部が鋭利でないこと。
- ② エンジン、プロペラシャフト等回転部が、露出していないこと。
- ③ フェンダーについての規定は、設けない。(2014年より制限の廃止)

3. エンジン関係

- ① エンジンは、特に制限なし。
- ② ドライバーとの間に、隔壁があること。
- ③ ラジエターの制限は、ないがキャップ、リザーバータンク等液漏れ対策すること。
- ④ 燃料タンク及び配管は、安全なものを使用し確実に固定すること。
転倒時等に、ドライバーに燃料が掛からぬよう対策すること。
- ⑤ 排気管等は、外部より容易に接触できないこと。

4. 駆動系

- ① 特に制限なし。
- ② プロペラシャフト等回転部とドライバーとの間に、強固な隔壁があること。
- ③ 主駆動軸を変更できる部品(FFキット等)の取り付け及び交換は、認めない。
- ④ 四輪操舵(4WS)またはこれに類する部品の取付及び交換は、認めない。

5. タイヤ・ホイール関係

- ① 特に制限なし。カットタイヤ(グルーピング)可。
但しスパイクタイヤ、タイヤチェーン等の滑り止めの装着は認めない。

6. サスペンション

- ① 特に制限なし。

7. ブレーキ関係

- ① 一つのペダルにより、四輪同時に制動する構造を有すること。
- ② 二輪以上を同時に制動するパーキングブレーキを有すること。
- ③ 制動力を調節するプロポーションバルブ、ステアリングブレーキ等の使用は、認めない。
- ④ 制動灯(ブレーキランプ)を有することが、望ましい。 ※現在協議中

8. 電装関係

- ① 電気配線は、絶縁対策を十分に行うこと。
- ② バッテリーは、確実に固定しターミナル部はテーピングを行うこと。
湿式のバッテリー（バッテリー液が入っているもの）は、転倒時等にドライバーにバッテリー液が掛からぬよう対策すること。

9. 安全装備関係

- ① ロールゲージ
 - 1) 6ポイント以上のロールゲージを装着すること。
 - 2) 十分な強度があり接続部、取付部も確実に固定されていること。
車体に取り付ける場合は、あて板等の対策を行うこと。
 - 3) ① シートより車両外側までの距離が500mm以内の場合はサイドバーもしくは金属製のドアを装着すること(図1参照)。
② サイドバー及びドアの高さは、ドライバーが車両静止状態でシートに着座した状態で腰骨の高さ以上、肩の高さ以下とし足が容易に出ない高さを有すること(図2参照)。
 - 4) 静止状態で、ドライバーの身体が一部でも、外に出ないこと。

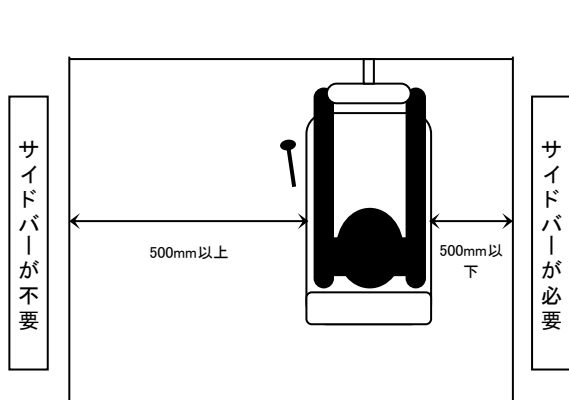


図1 サイドバーが必要な条件

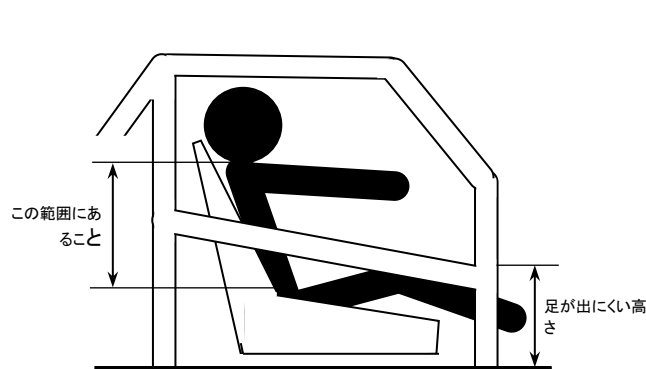


図2 サイドバーの取り付け高さ

②シートベルト

- 1) 自動車用に製造された、4ポイント(4X3タイプ含む)以上のシートベルトを装着すること。
- 2) 取り付け部は、強固であり周囲に亀裂、腐食がないこと。

③牽引フック

車両の前後に、各1個以上の強固な牽引フックを装着すること。

④消火器

1個以上の消火器を装着することが望ましい。 ※現在協議中

10. 特記事項

- ① 大会会場へ自走により来場する車両に対し、会場で取外した部品等を検査員が確認する場合は、検査員に取り外した部品等を提示しなければならない。
- ② 自動車検査証・自賠責保険証・改造概要等説明書は携行し、競技会の車検において提示を求められた場合は、検査員に提示しなければならない。
- ③ 提示の拒否及び公道の走行不可と判断された場合は、参加できない場合があります。
(積車移動は対象外)

＜プロダクション・クラス(Production Class)車両規則＞

(旧 Nクラス)

プロダクションクラス(Production Class)とは、

一般公道を走行できる車両

を対象としたクラスです。

よって、多くの改造制限を設け、下記の内容とします。

1. 自動車検査等

- ① 国土交通省の定める保安基準に適合し、車両検査及び自賠責保険が、有効期間内であること。
- ② 改造により構造変更該当する車両は、構造変更検査に合格していること。(公認取得車両)
- ③ 自動車検査証・自賠責保険証・改造概要等説明書は携行し、競技会の車検において提示を求められた場合は、検査員に提示しなければならない。

2. 保安部品関係

- ① ランプ類(ヘッドランプ・方向指示器、制動灯等)は、取外してはならない。
また、正常に点灯しなければならない。

3. 車体外装等

- ① 車体の形状変更は、認めない(公認取得車両は除く)。
但し、強度を損なわず寸法等が変化しない車体改造(ボディカット等)は、その限りではない。
- ② フェンダーは静止状態でタイヤが、はみ出さなさないこと。
特例として、軽自動車登録車両もオーバーフェンダーの装着を、認める。
- ③ 車体外装パネル類(ドア、リヤゲート、ウインドー等)の取外しは、出来ない。
また、可倒式フロントウインドタイプの車両は、倒した状態での走行は、認めない。
但し、ソフトトップ(幌)タイプの車両は、幌のみは取外しを認めるが、ソフトドアであっても、ドアの取外しは、認めない。

4. 車両内装等

- ① 安全を損なうような改造及び部品の取外し(ダッシュボード・ドアトリム等)は、認めない。
- ② シートの変更は認めるが、自動車用シートで強度が十分に保たれていること(取付状態含む)。
また、運転席以外のシートについては、特に制限なし。

5. エンジン関係

- ① エンジンの変更は、認めない。但し公認取得車両はその限りでない。
- ② 市販部品の取付、交換は、認める。
- ③ 燃料タンクの交換及び取り付け位置の変更は、認めない。
- ④ 消音器は、国土交通省の保安基準に適合するものであれば、交換を認める。

6. 駆動系

- ① 市販部品の取付、交換は、認める。(デフロックシステム・ダウンギヤ等)
- ② 主駆動軸を変更できる部品(FFキット等)の取り付け及び交換は、認めない。
- ③ 四輪操舵(4WS)またはこれに類する部品の取付及び交換は、認めない。

7. タイヤ・ホイール関係

- ① タイヤは市販タイヤでの交換は認めるが、加工(グルーピング)は認めない。
また、スパイクタイヤ、タイヤチェーン等の滑り止めの装着は、認めない。
- ② ホイールは、市販ホイールでの交換は認めるが、加工は認めない。
- ③ ホイールスペーサーを装着する場合は、市販部品での装着は、認める。

8. サスペンション

- ① 市販部品の取付、交換は、認める。

9. ブレーキ関係

- ① 市販部品の取付、交換は認めるが、制動力を調節するプロポーションバルブ、ステアリングブレーキ等の装着は認めない。

10. 電装関係

- ① 市販部品の取付、交換は、認める。
- ② バッテリーは確実に固定しターミナル部は、テーピングを行うこと。

11. 安全装備関係

①ロールゲージ

- 1) オープンボディ(ソフトトップ)車は、4ポイント以上のロールゲージを装着しなければならない。
(6ポイント以上のロールゲージの装着を推奨)
- 2) クローズドボディ(ハードトップ車)は、装着の義務付けは無し。
(4ポイント以上のロールゲージの装着を推奨)
- 3) ロールゲージの強度が十分にあり、車体への取付部は、あて板等の対策を行い、確実に取付られていること。

②シートベルト

- 1) 3点式の自動車メーカー純正シートベルト(2点式不可)もしくは、自動車用に製造された4ポイント(4X3タイプ含む)以上のシートベルト(推奨)を、装着すること。
- 2) メーカー純正以外のシートベルトの取付は、純正シートベルトの取り付け位置、または、あて板等の対策を行い、取り付けられていること。

③牽引フック

車両の前後に、各1個以上の強固な牽引フックを装着すること。